

第2 平成21年度決算の状況

I 平成21年度の決算は総じてどうでしたか。

歳入面では、一昨年来の経済情勢の急激な悪化により、県税収入の大宗を占める法人関係税（法人事業税、法人県民税、地方法人特別譲与税）が大きく落ち込んだ（対前年度比△33.5%）ことなどから、県税全体でも2年続けて減少となりました（対前年度比△18.1%、県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金と地方法人特別譲与税を加えた実質県税ベースでは、対前年度比△12.8%）。

このほか、国の補正予算を活用して、緊急雇用創出事業臨時特例基金など14基金について、新規造成や追加造成を行ったことなどから、国庫支出金が大幅に増加（対前年度比+28.6%）するとともに、それらの基金を取り崩して事業を行ったことなどから、繰入金も増加（対前年度+102.1%）し、歳入総額は5,678億円（対前年度比+7.8%）となりました。

歳出面では、投資的経費については、国の補正予算に呼応し、公共投資の確保による地域経済の下支えに積極的に努めたことから、2年ぶりに増加（対前年度比+3.0%）に転じました。

職員費については、職員数の前倒し削減の実施、知事などの特別職の給与減額措置の延長、一般職の管理職手当の減額措置などにより減少（対前年度比△3.8%）しました。

一般行政経費については、先に述べましたように、国の補正予算を活用して多くの基金を造成するとともに、それらの基金を活用して雇用や介護関連等の事業を行ったことなどから大幅に増加（対前年度比+27.1%）し、歳出総額は5,628億円（対前年度比+7.7%）となりました。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、50億円余の黒字、さらに翌年度へ繰り越す事業のために確保すべき財源を除いた実質収支は、7億円余の黒字となりましたが、平成16年度の実質交付税大幅削減（本県で224億円の減）の影響は依然として大きく、財政調整基金、減債基金を合わせて35億円の取り崩しを余儀なくされました。

平成21年度一般会計決算の状況

区 分	平成21年度 決算額 (A)	平成20年度 決算額 (B)	△印減 (単位:千円、%)	
			増 額(A)-(B)	減 率 (A)-(B) (B)
歳 入	567,761,471	526,782,938	40,978,533	7.8
歳 出	562,759,417	522,458,490	40,300,927	7.7
歳入歳出差引収支 (形式収支)	5,002,054	4,324,448	677,606	15.7
繰越明許費・事故繰越の翌年度への繰り越すべき財源	4,237,178	3,528,526	708,652	20.1
実 質 収 支	764,876	795,922	△ 31,046	△ 3.9

(注)端数整理により、計数が一致しないことがあります。

平成 21 年度決算における経常収支比率は 95.3%（全国平均 95.3%）となり、職員数の削減など人件費の抑制に努めたことなどにより、前年度から 1.4 ポイント改善しました。しかし、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれるなど義務的経費が県財政を圧迫する厳しい状況が予想されます。

経常収支比率の推移

（単位：％）

区 分		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常収支比率	石川県	81.8	84.0	86.7	85.4	90.8	92.9	92.8	96.7	96.7	95.3
	全 国	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4	92.8	93.6	96.7	95.3	95.3

（注） 1 出典は、都道府県決算状況調（総務省調査）です。（21年度は本県調査または総務省調査による速報値。）
 2 全国欄の比率は単純平均です。

ひとくちメモ

経常収支比率

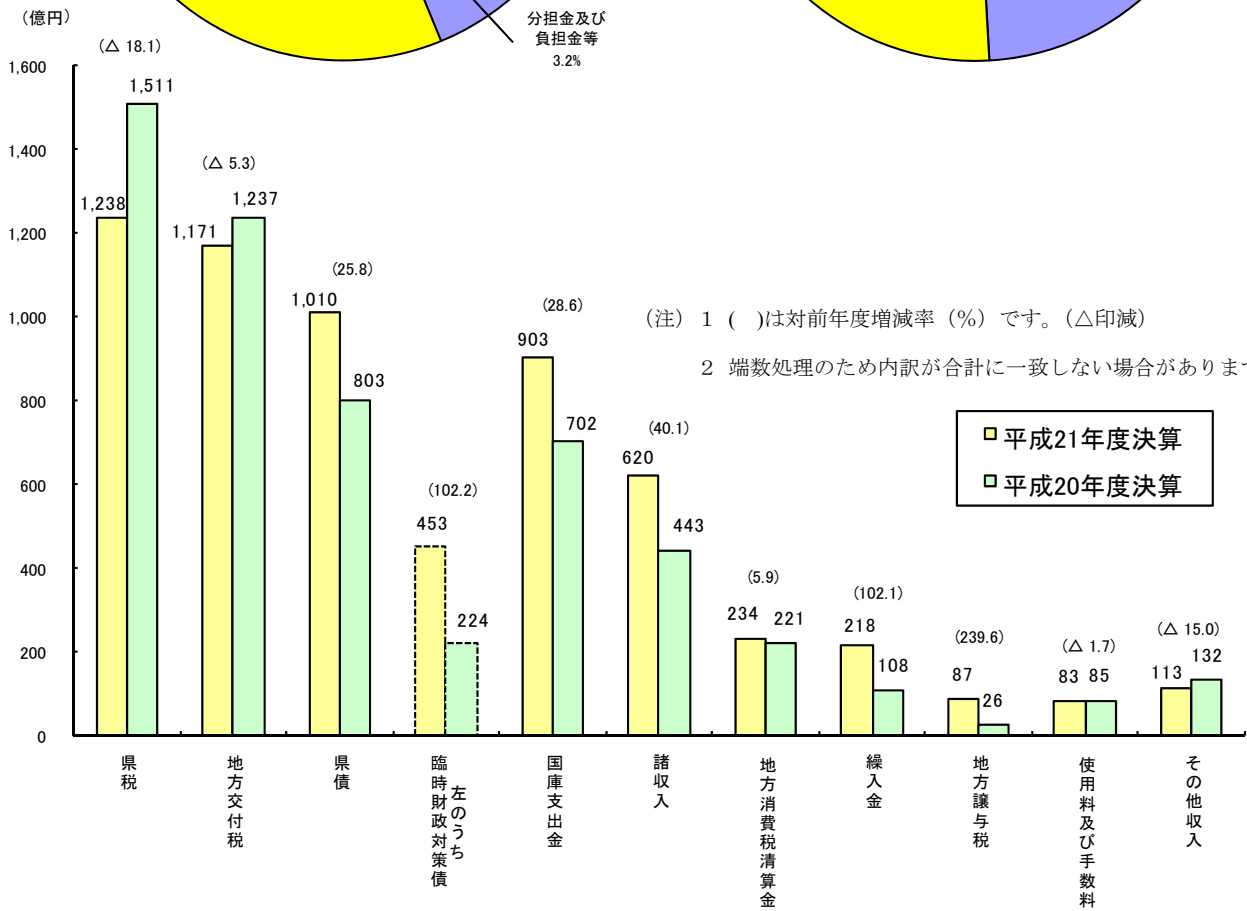
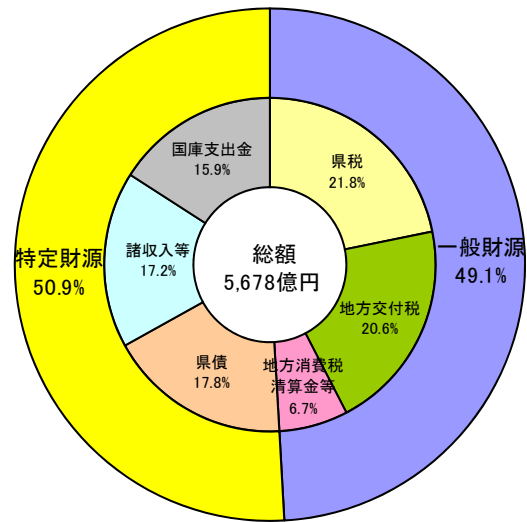
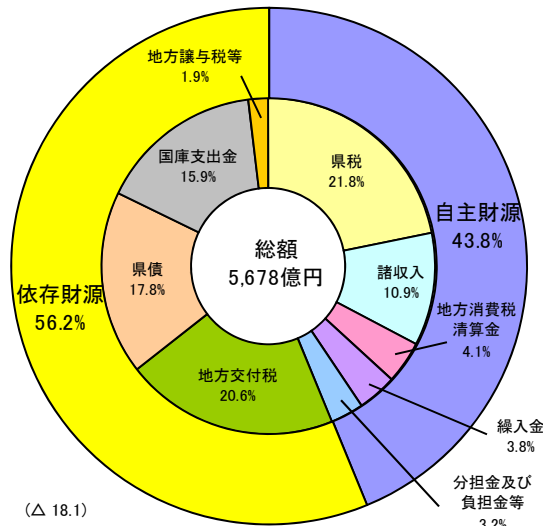
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、社会保障関係経費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額が経常一般財源に占める割合をいいます。この数値が低いほど、弾力性があり健全と言えます。

II 歳入、歳出それぞれについて詳しく教えてください。

一般会計歳入の状況（H21 決算）

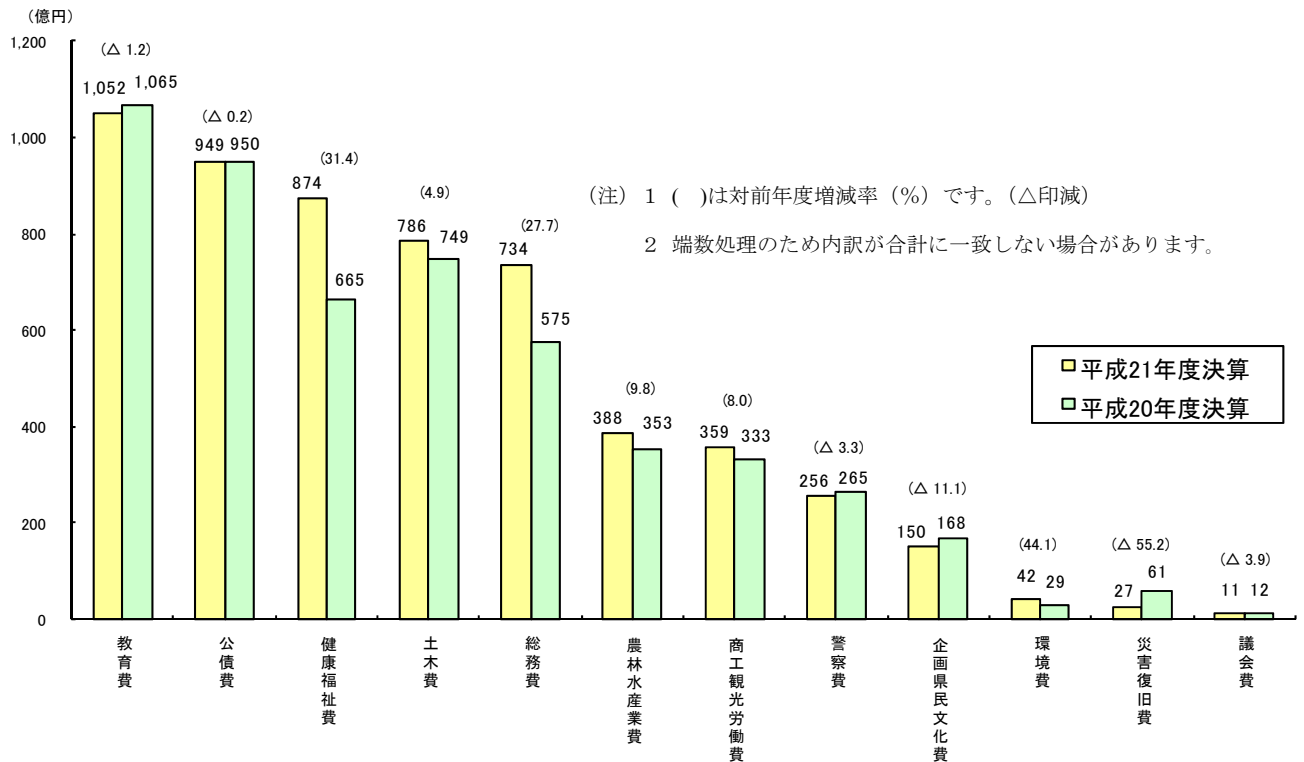
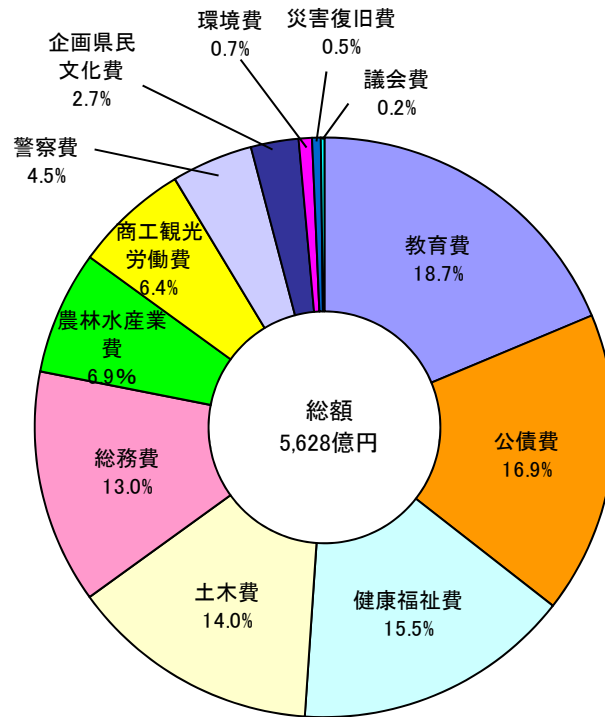
歳入自主財源・依存財源別

歳入一般財源・特定財源別



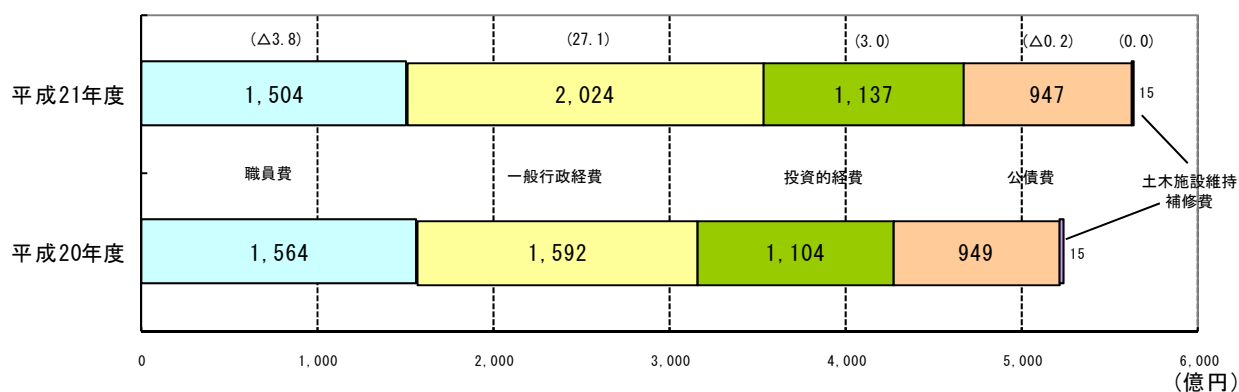
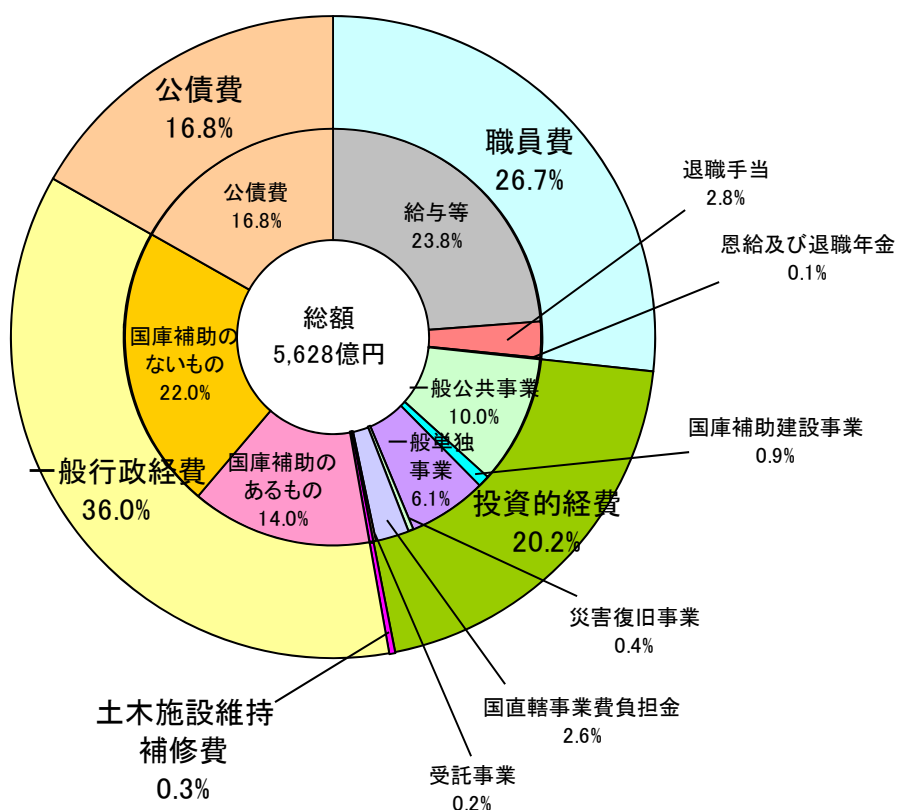
- 県税は、景気低迷の影響から、法人関係税が大きく減収（対前年度比△33.5%、169億円減）となるなど、全体として対前年度比△18.1%、273億円の減と2年続けて減少しました。
- 国庫支出金は、国の補正予算を活用して14基金の新規造成や追加造成を行ったことなどから、対前年度比+28.6%、201億円の増となりました。
- 県債は、臨時財政対策債の発行が大幅に増えた（対前年度比+102.0%、229億円増）ことにより、対前年度比+25.8%、207億円の増となりました。

一般会計歳出の状況（目的別（款別）内訳）（H21 決算）



- 歳出を目的別（款別）にみると、構成比では教育費が 18.7%で最も高く、次いで公債費が 16.9%、健康福祉費が 15.5%となっています。
- 国の補正予算を活用した基金の造成やその取崩による事業の実施により、環境費が 44.1%の増、健康福祉費が 31.4%の増となっているほか、災害復旧費は 55.2%の減となっています。

一般会計歳出の状況（性質別内訳）（H21 決算）



(注) 1 () は対前年度増減率(%)です。(Δ印減)
 2 端数処理のため内訳が合計に一致しない場合があります。

- 歳出を性質別にみると、構成比では一般行政経費が 36.0%と最も高く、職員費が 26.7%、投資的経費が 20.2%となっています。
- 職員費は、職員数の前倒し削減や給与の減額措置などにより、対前年度費 3.8%の減となりました。
- 一般行政経費は、国の補正予算を活用して多くの基金を造成するとともに、それらの基金を取崩して事業を行ったことなどにより、対前年度比 27.1%と大幅な増となりました。

Ⅲ 特別会計、事業会計の決算はどうか。

1 特別会計

- 平成 21 年度の 13 特別会計の歳入決算総額は 1,663 億円、歳出決算総額は 1,616 億円です。これらの会計も黒字となり、収支差額 47 億円は平成 22 年度に全額繰り越しています。
- 特に中小企業近代化資金貸付金特別会計において、大きな収支差が発生していますが、これは中小企業の設備投資に対する貸付金の償還金などが平成 21 年度の貸付に必要な財源を上回ったことなどによるものです。

平成21年度特別会計の決算状況

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A-B)
証 紙	5,598,882	4,964,639	634,243
土 地 取 得	2,354	2,354	
母 子 寡 婦 福 祉 資 金	160,262	122,633	37,629
流 域 下 水 道	4,402,268	4,399,897	2,371
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	5,474,240	2,810,047	2,664,193
農 業 改 良 資 金	257,614	29,873	227,741
林 業 改 善 資 金	239,590	340	239,250
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	133,219	79,696	53,523
公 営 競 馬	9,272,336	9,267,934	4,402
港 湾 整 備	996,015	992,851	3,164
金 沢 西 部 地 区 土 地 区 画 整 理	673,420	441,310	232,110
育 英 資 金	876,235	310,362	565,873
公 債 管 理	138,182,299	138,182,299	
合 計	166,268,734	161,604,235	4,664,499

ひとくちメモ

特別会計

県が特定の事業を行う場合に、特定の収入をもって特定の支出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、本県には 13 の特別会計があります。

例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金特別会計については、その貸付に必要なお金として一般会計の負担のほか、過去に貸付けた方から返済いただくお金を充てることとしています。

2 事業会計

平成 21 年度の 5 事業会計の収益的収支の歳入決算総額は 276 億円、歳出決算総額は 256 億円となりました。資本的収支の歳入決算額は 107 億円、歳出決算額は 195 億円となっています。

なお、事業会計において重要な経営指標である不良債務（実質的な資金不足）は、平成 15 年度末には全て解消しました。これからも、不良債務が生じることの無いよう、経営の改善を重ねていきたいと考えています。

平成21年度事業会計決算の収支

△印減（単位：千円）

会 計 名		歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
中央病院事業	収益的収支	14,735,477	13,634,385	1,101,092
	資本的収支	1,247,926	1,877,112	△ 629,186
高松病院事業	収益的収支	3,139,914	2,964,254	175,660
	資本的収支	161,371	250,425	△ 89,054
港湾土地造成事業	収益的収支	32,100	858	31,242
	資本的収支			
電気事業	収益的収支	1,771,058	1,469,593	301,465
	資本的収支	7,481,004	9,580,593	△ 2,099,589
水道用水供給事業	収益的収支	7,881,448	7,531,805	349,643
	資本的収支	1,834,359	7,808,571	△ 5,974,212
合 計	収益的収支	27,559,997	25,600,895	1,959,102
	資本的収支	10,724,660	19,516,701	△ 8,792,041
	計	38,284,657	45,117,596	△ 6,832,939

ひとくちメモ

事業会計

企業的色彩の強い会計をいい、本県には4つの事業会計があります（電気事業は、平成21年度末に廃止し、民間へ譲渡いたしました）。例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。

収益的収支

企業活動に伴い発生する収益（収入）とそれに対応する費用（支出）で、収入は料金収入のほか受取利息など、支出は人件費、施設の維持管理費や減価償却費のほか支払利息などであり、損益計算書に計上される収支です。

資本的収支

収益的収支に計上されないお金の動きで、収入は企業債（長期借入金）や国庫補助金などで、支出は施設整備、資産の取得、企業債（借入金）の返済などです。

不良債務

流動負債（1年以内に支払い期限が到来する負債）の額が流動資産（1年以内に現金化が予定されている資産）の額を超える額をいい、資金面で当面の支払い能力を超える債務で実質的な資金不足とも呼ばれています。

3 基金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末 (見込み)
3 基金残高	89,893	94,868	90,874	80,035	74,324	71,765	68,421	64,492	75,247	59,922
財政調整基金	8,476	8,946	8,908	8,825	8,824	8,818	8,831	8,824	8,826	6,222
減債基金	50,548	55,040	51,068	41,596	37,025	34,997	31,533	27,507	24,434	15,476
県有施設整備基金	30,869	30,882	30,898	29,614	28,475	27,950	28,057	28,161	41,987	38,224

(注) 平成13年度末から平成21年度末は決算ベース、平成22年度末は9月補正後における年度末残高見込みです。

県債残高と財源措置額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末 (見込み)
県債残高	954,532	1,014,044	1,055,001	1,077,422	1,094,520	1,094,949	1,150,585	1,154,098	1,178,165	1,206,160
(構成比)	(62.1)	(61.3)	(61.3)	(59.9)	(58.9)	(57.4)	(58.2)	(57.7)	(58.5)	(58.2)
財源措置の あるもの	592,706	621,609	646,748	645,040	644,706	628,268	669,850	665,849	689,120	701,933
(構成比)	(37.9)	(38.7)	(38.7)	(40.1)	(41.1)	(42.6)	(41.8)	(42.3)	(41.5)	(41.8)
財源措置の ないもの	361,826	392,435	408,253	432,382	449,814	466,681	480,735	488,249	489,045	504,227

(注) 1 平成13年度末から平成21年度末は決算ベース、平成22年度末は9月補正後における年度末残高見込ベース(次年度に繰り越す事業に係る県債を含む。)です。

2 特定資金公共投資事業債を除きます。

3 平成19年度末から22年度末(見込み)までの残高には転貸債(能登半島地震復興基金分50,000百万円)を含みます。

- 県の貯金である基金の平成21年度末残高は、主要3基金で752億円(財政調整基金及び減債基金の2基金で333億円)となっています。平成21年度は、厳しい財政環境を反映し、当初予算で128億円(上記2基金で120億円)取り崩す予算を計上しましたが、事務事業の効率的執行による歳出予算の節減や減収補てん債等の確保を図り、取り崩しを少なくするように努力した結果、最終的には、基金の取り崩しを35億円(上記2基金のみ)にとどめることができました。
- 県の借金である県債の残高は年々増加しており、平成14年度末には1兆円を超えました。しかし、県債の残高を抑制する方針を掲げ、新たな県債の発行を抑制することにより、平成15年度から7年連続で前年度を下回る水準に抑制してきました(国の財源不足のため交付税に代わり発行した臨時財政対策債及び能登半島地震復興基金に係る転貸債を除く)。

ひとくちメモ

主要3基金

主要3基金とは、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金をいい、いずれも年度間の財政調整を目的とした基金（貯金）です。

- ① 財政調整基金は、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期間的視野に立った計画的な財政運営を行うためのものです。
- ② 減債基金は、県債の償還に必要な資金を積立て、翌年度以降の財政の健全な運営を図るために設けている基金です。
- ③ 県有施設整備基金は、将来の施設整備に備え積立てておくものです。

IV 財政健全化に関する指標はどうなっていますか。

夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぎ、県や市町村の財政の健全化を目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。

地方公共団体の財政破たんとは、財政状況が悪化し、赤字などがある一定の基準を超えた状況を言います。財政が破たんすると、国の関与のもと、税金や公共料金を引き上げる一方、行政サービスを切り詰めるなど、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすことになります。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、公営企業会計なども合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、平成19年度決算から、

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
という4つの健全化判断比率と、各公営企業の経営の健全性を表す

資金不足比率
を算定の上、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

平成20年度決算からは、これらの比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることとなりました。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率が、さらに悪化して財政再生基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政再生計画を策定し、国の関与による確実な再生を図ることとなりました。

平成21年度決算における本県の比率については、次のとおり、全て早期健全化基準を下回っています。

1. 健全化判断比率（財政の早期健全化・再生に関する判断比率）

	本県の比率(H21)	本県の比率(H20)	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75%以上	5%以上
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%以上	25%以上
実質公債費比率	15.4%	14.4%	1.0	25%以上	35%以上
将来負担比率	263.4%	270.7%	△7.3	400%以上	

2. 資金不足比率（公営企業の経営健全化に関する判断比率）

	本県の比率(H21)	本県の比率(H20)	増減	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	—	—	—	20%以上	

健全化判断比率等について(ポイント)

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、平成21年度は黒字であるため、実質赤字は生じていません。

※標準財政規模・・・地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（使途の特定されていない財源）のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に加え公営企業を含めた実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、平成21年度は黒字であるため、連結実質赤字は生じていません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が公営企業会計等を含めて負担している公債費などの標準財政規模に対する比率であり、平成21年度は早期健全化基準である25%を下回っているものの、公債費の増加に伴い1.0ポイント上昇しました。

何らの対策を講じない場合、平成23年度には同比率は18%を超え、県債を発行する際に国の許可が必要となる起債許可団体に転落することが確実な状況となっていたことから、県では、平成21年度から23年度の3年間で総額58億円の繰上償還を実施し、18%超えを回避することとしています。

(4) 将来負担比率

一般会計等が公営企業及び損失補償を行っている公社・三セク等を含めて将来負担する可能性のある債務等（将来負担額）の標準財政規模に対する比率であり、平成21年度は早期健全化基準である400%を下回っています。将来負担比率の中で最も大きなウエイトを占めるものは県債現在高であり、その他、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額などから構成されています。

平成21年度は7.3ポイント減少しましたが、これは、臨時財政対策債を除いた県債残高の減及び職員数の削減等による退職手当負担見込額の減によるものであり、本県の行財政改革の取り組みを反映したものとなっています。

※将来負担額・・・県債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、公営企業への繰出見込額（公債費分）、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額（損失補償等による県の負担）、連結実質赤字額など

2. 資金不足比率

- ・資金不足比率は、各公営企業毎に算定するもので、資金の不足額の事業規模に対する比率です。
- ・対象となる公営企業は、流域下水道特別会計、港湾整備特別会計、中央病院事業会計、高松病院事業会計、港湾土地造成事業会計、電気事業会計、水道用水供給事業会計の7つで、いずれも資金不足はありません。

実質公債費比率については、本県では15.4%と早期健全化基準の25%を下回っていますが、公債費負担の増加により前年度から1.0ポイント上昇しました。

何らかの対策を講じない場合、平成23年度には同比率が18%を超え、県債を発行する際に国の許可が必要となる起債許可団体に転落することが確実な状況となったことから、平成21年度から3年間で総額58億円の繰上償還を実施し、18%超えを回避することとしています。

将来負担比率については、前年度から7.3ポイント減少し、263.4%と早期健全化基準の400%を大きく下回っています。

比率が低下したのは、臨時財政対策債を除いた県債残高の減及び職員数の削減等による退職手当負担見込額の減によるものであり、本県の行財政改革の取り組みを反映したものとなっています。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の全国状況(総務省速報値)

△印減(単位:%)

都道府県名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	H21	H20	H21	H20	H21(順位)	H20(順位)	増減	H21(順位)	H20(順位)	増減
北海道	—	—	—	—	24.0 (1)	22.3 (1)	1.7	350.1 (2)	346.0 (2)	4.1
青森県	—	—	—	—	17.8 (5)	16.6 (9)	1.2	228.2 (29)	233.4 (27)	△ 5.2
岩手県	—	—	—	—	14.1 (27)	14.8 (16)	△ 0.7	305.9 (3)	312.4 (3)	△ 6.5
宮城県	—	—	—	—	15.0 (17)	14.7 (20)	0.3	274.3 (8)	277.1 (7)	△ 2.8
秋田県	—	—	—	—	13.9 (28)	14.2 (23)	△ 0.3	259.0 (18)	263.9 (13)	△ 4.9
山形県	—	—	—	—	14.3 (25)	14.8 (16)	△ 0.5	266.3 (12)	269.6 (12)	△ 3.3
福島県	—	—	—	—	13.9 (28)	12.7 (30)	1.2	198.2 (38)	200.6 (37)	△ 2.4
茨城県	—	—	—	—	14.5 (22)	14.4 (21)	0.1	295.9 (4)	288.7 (4)	7.2
栃木県	—	—	—	—	12.0 (36)	12.7 (30)	△ 0.7	171.0 (43)	165.8 (43)	5.2
群馬県	—	—	—	—	9.9 (45)	9.5 (45)	0.4	194.0 (40)	198.6 (39)	△ 4.6
埼玉県	—	—	—	—	12.7 (34)	12.5 (34)	0.2	246.2 (23)	241.7 (23)	4.5
千葉県	—	—	—	—	11.4 (40)	11.7 (37)	△ 0.3	222.0 (30)	218.9 (32)	3.1
東京都	—	—	—	—	3.1 (47)	5.5 (47)	△ 2.4	77.0 (47)	63.8 (47)	13.2
神奈川県	—	—	—	—	9.2 (46)	8.9 (46)	0.3	208.8 (34)	206.9 (35)	1.9
新潟県	—	—	—	—	16.8 (10)	16.8 (8)	0.0	280.3 (6)	281.0 (6)	△ 0.7
富山県	—	—	—	—	17.6 (6)	16.9 (7)	0.7	278.4 (7)	276.2 (9)	2.2
石川県	—	—	—	—	15.4 (14)	14.4 (21)	1.0	263.4 (15)	270.7 (11)	△ 7.3
福井県	—	—	—	—	13.9 (28)	13.3 (26)	0.6	232.6 (26)	234.6 (26)	△ 2.0
山梨県	—	—	—	—	14.2 (26)	12.9 (28)	1.3	246.7 (22)	247.1 (21)	△ 0.4
長野県	—	—	—	—	15.6 (13)	15.9 (12)	△ 0.3	220.8 (31)	221.4 (31)	△ 0.6
岐阜県	—	—	—	—	19.1 (4)	17.6 (5)	1.5	251.8 (21)	249.8 (19)	2.0
静岡県	—	—	—	—	13.1 (32)	11.7 (37)	1.4	262.6 (16)	248.1 (20)	14.5
愛知県	—	—	—	—	11.8 (37)	10.8 (42)	1.0	271.4 (10)	227.4 (29)	44.0
三重県	—	—	—	—	12.7 (34)	12.6 (32)	0.1	198.5 (37)	190.9 (42)	7.6
滋賀県	—	—	—	—	14.7 (19)	13.5 (25)	1.2	261.3 (17)	257.6 (15)	3.7
京都府	—	—	—	—	11.7 (38)	11.3 (39)	0.4	255.7 (20)	245.2 (22)	10.5
大阪府	—	—	—	—	17.2 (9)	16.6 (9)	0.6	289.2 (5)	288.6 (5)	0.6
兵庫県	—	—	—	—	20.7 (2)	19.9 (2)	0.8	366.4 (1)	360.1 (1)	6.3
奈良県	—	—	—	—	11.7 (38)	11.8 (35)	△ 0.1	237.1 (25)	252.2 (18)	△ 15.1
和歌山県	—	—	—	—	11.1 (43)	10.1 (43)	1.0	205.1 (35)	207.1 (34)	△ 2.0
鳥取県	—	—	—	—	11.1 (43)	11.0 (41)	0.1	150.1 (45)	153.7 (45)	△ 3.6
島根県	—	—	—	—	17.3 (8)	17.9 (4)	△ 0.6	213.1 (32)	225.4 (30)	△ 12.3
岡山県	—	—	—	—	14.9 (18)	14.8 (16)	0.1	256.7 (19)	253.8 (17)	2.9
広島県	—	—	—	—	15.1 (15)	15.5 (13)	△ 0.4	268.4 (11)	257.8 (14)	10.6
山口県	—	—	—	—	12.9 (33)	11.8 (35)	1.1	244.5 (24)	237.1 (24)	7.4
徳島県	—	—	—	—	20.7 (2)	19.0 (3)	1.7	272.4 (9)	276.5 (8)	△ 4.1
香川県	—	—	—	—	15.1 (15)	14.8 (16)	0.3	231.0 (28)	234.8 (25)	△ 3.8
愛媛県	—	—	—	—	17.6 (6)	17.2 (6)	0.4	198.8 (36)	199.6 (38)	△ 0.8
高知県	—	—	—	—	16.2 (11)	16.1 (11)	0.1	184.8 (42)	193.6 (41)	△ 8.8
福岡県	—	—	—	—	14.7 (19)	13.9 (24)	0.8	263.8 (14)	255.4 (16)	8.4
佐賀県	—	—	—	—	13.9 (28)	14.9 (15)	△ 1.0	155.3 (44)	159.3 (44)	△ 4.0
長崎県	—	—	—	—	11.4 (40)	10.1 (43)	1.3	197.3 (39)	201.2 (36)	△ 3.9
熊本県	—	—	—	—	14.5 (22)	13.0 (27)	1.5	231.5 (27)	231.8 (28)	△ 0.3
大分県	—	—	—	—	14.6 (21)	12.8 (29)	1.8	211.2 (33)	212.4 (33)	△ 1.2
宮崎県	—	—	—	—	14.5 (22)	12.6 (32)	1.9	185.4 (41)	194.3 (40)	△ 8.9
鹿児島県	—	—	—	—	16.0 (12)	15.3 (14)	0.7	266.0 (13)	272.6 (10)	△ 6.6
沖縄県	—	—	—	—	11.4 (40)	11.2 (40)	0.2	122.7 (46)	129.7 (46)	△ 7.0
平均(加重)					13.0	12.8	0.2	229.2	219.3	9.9

今後とも、実質公債費比率や将来負担比率等を念頭に置きながら、「石川県行財政改革大綱 2007」で示した基本方針である

- ① 臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制すること
- ② 減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保すること

に努め、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいります。

実質公債費比率の推移		(単位：%)			
区 分		18年度	19年度	20年度	21年度
実 質 公 債 費 比 率	石 川 県	13.4	13.8	14.4	15.4
	全 国	14.7	13.5	12.8	13.0

(注) 1 出典は、総務省調査によるものです(21年度は速報値)。
 2 全国欄の比率は加重平均です。